

神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基づく措置等検討会設置要綱

平成28年7月26日 環境局長決定

改正 平成29年9月29日

改正 令和4年7月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成28年神戸市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、不良な状態にある建物等に対する措置等に関し必要な検討を行うことを目的として、「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基づく措置等検討会」（以下「本庁措置検討会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

(所掌事務)

第3条 本庁措置検討会は、次の各号に掲げる事項の実施にあたり、その内容が適切であるかを検討するものとする。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号に規定する不良な状態にある建物等の判定
- (2) 条例第9条第1項及び第2項に規定する助言又は指導
- (3) 条例第10条第1項に規定する勧告
- (4) 条例第11条第1項に規定する命令
- (5) 条例第12条に規定する代執行
- (6) 条例第15条第1項に規定する経済的支援

2 本庁措置検討会は、前項の検討に当たっては、建物等の不良な状態に関する判断基準（別紙）その他検討会が必要と認める資料によるものとする。

3 本庁措置検討会は、第1項各号に掲げる事項のほか、措置の適正化等を図るために必要があると認める事項について、報告を求めることができる。

(組織)

第4条 本庁措置検討会は、会長、会長代理及び会員若干名をもって組織する。

2 会長は、環境局副局長をもってあて、本庁措置検討会を総括する。

3 会長代理は、環境局業務課地域環境担当課長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会員は次の各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 企画調整局参画推進課長

(2) 福祉局くらし支援課長

5 会長は、必要に応じて次の各号に掲げる所属の職員に本庁措置検討会への参加を求めることができる。

(1) 健康局環境衛生課長

(2) 環境局業務課監視指導・不法投棄対策担当課長

(3) 環境局環境保全課長

(4) 建設局道路管理課長

(5) 消防局予防部予防課長

(6) 各区関係課長 その他会長が必要と認める職員  
(事務局)

第5条 本庁措置検討会の事務は環境局業務課で行う。

(運営)

第6条 本庁措置検討会は、事務局の要請により、会長が召集する。

2 会長は、本庁措置検討会の議長となる。

(関係者等の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、本庁措置検討会に関係者又は専門家の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本庁措置検討会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

建築物等の不良な状態に関する判断基準

①周辺に影響あり 条例に基づく措置					
観点	②周辺に影響なし 条例に基づかない任意の依頼	助言又は指導相当	勧告相当	命令相当	行政代執行相当
周辺への影響の程度と切迫性	影響度無・極小	影響度小(切迫性なし)	影響度大(切迫性なし)	影響度大、切迫性あり	影響度大、切迫性大
衛生上有害	①有害危険物質の放置 (腐食性、有害性、感染性等があるもの)	地域住民等の健康に悪影響を及ぼすおそれがない	地域住民等の健康に悪影響を及ぼすおそれがある	地域住民等の健康だけでなく、生命、身体又は財産の危険が切迫している	地域住民等の健康だけでなく、生命、身体又は財産の危険が切迫している
	②廃棄物その他の物が大量に散乱・堆積	有害危険物質が少量に、又は有害危険物質が少なく、又は周辺へ影響がないように適切に保管されている	有害危険物質の保管状況が悪く、飛散・流出のおそれがある	有害危険物質の保管状況が悪く、飛散・流出のおそれがある	有害危険物質が飛散・流出している。またはおそれがある。放置できない
	③衛生害虫の発生	衛生害虫等(※1)は発生しておらず、又は発生しているものも、発生している害虫等(※1)の程度から周辺への影響の程度を評価する	衛生害虫等(※1)が敷地外から確認できる程度に発生している	衛生害虫等(※1)が敷地外から確認できる程度に発生している	衛生害虫等(※1)の大量発生が目視でき(敷地外から確認できる)、地域住民等に身体的被害が拡大するおそれがある
生活環境保全	④飛散・流出等による臭気	地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしていない	地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	地域住民等の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている	—
	⑤火災の発生(防火・防犯)	建築物の内外に、燃焼性のある可燃物が多く、火災発生のおそれがある	建築物の内外に、燃焼性のある可燃物が多く、火災発生のおそれがある	建築物の内外に、燃焼性のある可燃物が多く、火災発生のおそれがある	— (※2)
	⑥通行等の障害	車両等の通行に支障を生じない	車両等の通行に支障を生じない	車両等の通行に支障を生じない	— (※2)

※1 衛生害虫等：感染症を媒介する虫(ハエ、ゴキブリ)、ネズミ等とする

※2 通常は実施しないが、市長が必要と認める場合は実施することができる

## 建物等の不良な状態に関する判断基準

### (1) 有害危険物質の放置

#### ○判定基準

		判定基準（目安）
I 堆積量	i 著しく多い	有害危険物質が屋内に収まりきらず、屋外に放置されている
	ii 多い	有害危険物質は家屋内に収まっているが、居住者の生活環境を著しく圧迫している
	iii 少ない	有害危険物質は家屋内に収まっており、居住者の生活環境を著しく圧迫しているとまでいえない
II 保管状況	i 悪い	有害危険物質は適切に保管されていない
	ii 良い	有害危険物質は適切に保管されている
III 切迫性	i ある	近隣住民や通行人等に危険が切迫し放置できない
	ii ない	近隣住民や通行人等に危険が切迫していない



#### ○影響の程度

		II 保管状況	
		i 悪い	ii 良い
I 堆積量	i 著しく多い	下記のロに該当	下記のイに該当
	ii 多い	下記のイに該当	—
	iii 少ない	—	—

+

III 切迫性	i ある	下記のハに該当
	ii ない	—



#### ○判定

○：該当する    —：該当しない

判定区分	判定内容		判定		
			助言又は指導相当	勧告相当	命令相当
状態・影響度	有害危険物質の放置	みだりに有害危険物質を保管したり、保管状況によっては将来飛散流出のおそれがある	○	—	—
		有害危険物質の保管状況が悪く、飛散・流出するおそれがある	—	○	○
切迫性	ハ 地域住民等の生命、身体又は財産に危険が切迫している		—	—	○

(2) 廃棄物その他の物が大量に散乱・堆積

○判定基準

判定基準 (目安)		
I 堆積量	i 著しく多い	屋内に収まりきらず、大量に屋外に放置されている
	ii 多い	屋内に収まっているが、居住者の生活環境を著しく圧迫している
	iii 少ない	屋内に収まっており、居住者の生活環境を著しく圧迫しているとまでいえない
II 保管状況	i 悪い	適切に保管されていない
	ii 良い	適切に保管されている
III 切迫性	i ある	近隣住民や通行人等に危険が切迫し放置できない
	ii ない	近隣住民や通行人等に危険が切迫していない



○影響の程度

		II 保管状況	
		i 悪い	ii 良い
I 堆積量	i 著しく多い	下記のロに該当	下記のイに該当
	ii 多い	—	—
	iii 少ない	—	—

+

III 切迫性	i ある	下記のハに該当
	ii ない	—



○判定

○：該当する —：該当しない

判定区分	判定内容	判定		
		助言又は指導相当	勧告相当	命令相当
状態・影響度	イ 廃棄物その他の物が屋内におさまりきらず、大量に屋外にあふれ出している	○	—	—
	ロ 廃棄物その他の物が屋内におさまりきらず、大量に屋外にあふれ保管状況が悪く、地域住民等の健康に著しく悪影響を及ぼすおそれがある	—	○	○
切迫性	ハ 地域住民等の生命、身体又は財産に危険が切迫している	—	—	○

(3) 衛生害虫の発生

○判定基準

		判定基準 (目安)
I 衛生害虫等	i 著しく多い	大量の個体が敷地外から容易に目視で確認できる
	ii 多い	いくつかの個体が敷地外から目視で確認できる
	iii 少ない	敷地外からは目視で確認できない
II 堆積量	i 著しく多い	廃棄物その他の物が屋内に収まりきらず、大量に屋外に放置されている
	ii 多い又は少ない	廃棄物その他の物が屋内に収まっている
III 切迫性	i ある	近隣住民や通行人等に危険が切迫し放置できない
	ii ない	近隣住民や通行人等に危険が切迫していない



○影響の程度

		II 堆積量	
		i 著しく多い	ii 多い又は少ない
I 衛生害虫等	i 著しく多い	下記のロに該当	下記のイに該当
	ii 多い	—	—
	iii 少ない	—	—

+

III 切迫性	i ある	下記のハに該当
	ii ない	—



○判定

○：該当する —：該当しない

判定区分	判定内容	判定		
		助言又は指導相当	勧告相当	命令相当
状態・影響度	イ 衛生害虫等が、敷地外から容易に目視で確認できる程、大量に発生している	○	—	—
	ロ 廃棄物その他の物が屋内に収まりきらず、大量に屋外に放置されており、衛生害虫等により、地域住民等の身体的被害が拡大する恐れがある	—	○	○
切迫性	ハ 地域住民等の生命又は身体に危険が切迫している	—	—	○

(4) 飛散・流出等による臭気の発生

○判定基準

判定基準 (目安)		
I 臭気の程度	i 原因が明らか	明らかに廃棄物その他の物からとわかる臭いが感じられる
	ii 原因が不明	何の臭いか分からない程度の臭いである
II 期間	i 継続的である	常時、臭いが感じられる
	ii 一時的である	たまに臭いが感じられる



○影響の程度

		II 期間	
		i 継続的である	ii 一時的である
I 臭気の程度	i 原因が明らか	下記のロに該当	下記のイに該当
	ii 原因が不明	—	—



○判定

○：該当する —：該当しない

判定区分	判定内容	判定	
		指導又は助言相当	勧告相当
状態・影響度	イ 一時的に廃棄物その他の物からとわかる臭いが確認され、地域住民等の生活環境に悪影響を及ぼしている	○	—
	ロ 常時、廃棄物その他の物からとわかる臭いが確認され、地域住民等の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている	—	○

(5) 火災の発生（防火・防犯）

○判定基準

		判定基準（目安）	
I 可燃物の量	i 著しく多い	堆積物のほとんどが可燃物である	
	ii 多い	堆積物の半分程度が可燃物である	
	iii 少ない	堆積物のうち可燃物は半分以下である	
II 堆積場所	i 屋外	屋内に収まりきらず、可燃性の廃棄物が大量に屋外に堆積している	
	ii 屋内（火災危険あり）	屋内に収まっており、可燃性の廃棄物その他の物がコンロ等の火気器具に近接して堆積している等	
	iii 屋内（火災危険なし）	屋内に収まっているが、可燃性の廃棄物その他の物はコンロ等の火気器具に近接堆積していない等	



○影響の程度

		II 堆積場所		
		i 屋外	ii 屋内（火災危険あり）	iii 屋内（火災危険なし）
I 可燃物の量	i 著しく多い	下記のロに該当	下記のイに該当	—
	ii 多い	下記のロに該当	下記のイに該当	—
	iii 少ない	—	—	—

なお、周辺への影響の有無は、上記の判断基準に加えて、建物等の材質や近隣建物の配置等によって総合的に判断する。



○判定

○：該当する    —：該当しない

判定区分	判定内容	判定	
		助言又は指導相当	勧告相当
状態・影響度	イ 建物の内外に廃棄物その他の物が山積みで可燃物が多く、放火や家屋内での火災がいつ発生してもおかしくない	○	—
	ロ 建物の内外に廃棄物その他の物が山積みで可燃物が多く、火災が発生すると近隣へ延焼の恐れがある	—	○



(6) 通行等の障害

○判定基準、影響の程度

・車道の場合

道路幅		
4 m未満	4 m以上あるも、今後の堆積により4 m未満となることが想定される	4 m以上
下記のロに該当	下記のイに該当	—

・歩道（私道）、建物内通路等の場合

道路幅（車イスの利用が想定される場合）		
1. 5 m未満	1. 5 m以上あるも、今後の堆積により1. 5 m未満となることが想定される	1. 5 m以上
下記のロに該当	下記のイに該当	—



○判定

○：該当する —：該当しない

判定区分	判定内容	判定	
		助言又は指導相当	勧告相当
状態・影響度	イ 緊急車両等の通行に支障を生じるおそれがある又は災害時の避難の際に支障を生じるおそれがある	○	—
	ロ 緊急車両等の通行に支障がある又は災害時の避難に支障がある	—	○

3-5 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する学識経験者会議開催要綱

平成 28 年 7 月 26 日

環境局長決定

改正 令和 4 年 〇 月 〇 日

(趣旨)

第 1 条 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成 28 年神戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）の目的の達成に向けて、堆積者に対する福祉的・医療的支援や経済的支援、条例に基づく措置を実施するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する学識経験者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 環境局長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 環境局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の非公開)

第 5 条 会議は、神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条第 1 号に該当する情報について意見交換を行うため、公開しない。ただし、環境局長が公開すると決めたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を公開するときの会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、環境局環境政策部資源循環政策課居住環境業務課地域環境担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年〇月●日から施行する。

### 3-6 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に係る経済的支援に関する要綱

平成 28 年 7 月 26 日 環境局長決定

改正 令和 4 年〇月●日

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成 28 年神戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 15 条に定める経済的支援（以下「支援」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該支援に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例の例による。

(支援の要件)

第 3 条 支援は、不良な状態にある建物等の状態が、建物等の不良な状態に関する判断基準に基づき助言又は指導相当以上であると認める場合であって、堆積者又は当該堆積者の属する世帯に属する者（以下「堆積者等」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に、当該堆積者に対して行う。

- (1) 第 7 条の規定による申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が 4 月 1 日から 5 月 31 日までの場合にあつては、申請日の属する年度の前年度）の市民税が課されていないこと
- (2) 保有する現金（預貯金を含む。以下「資産」という。）の総額が 1,504,000 円（堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者が 1 名の場合にあつては、当該堆積者及び当該堆積者の属する世帯に属する者が保有する資産の総額が 1,780,000 円、堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者が 2 名以上の場合にあつては、当該堆積者及び当該堆積者の属する世帯に属する者が保有する資産の総額が 2,000,000 円）以下であること
- (3) 建物等の不良な状態を解消することへの同意があること
- (4) 必要な福祉的・医療的支援策、再発防止策の検討がなされていること
- (5) 過去に支援を受けたことがないこと。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(支援の内容及び方法)

第 4 条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物その他の物の処分
- (2) 悪臭の除去
- (3) 害虫の駆除

- (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 支援は、前項各号に掲げる支援に要する費用を交付することにより行うものとする。  
(支援の対象費用)

第5条 支援の対象となる費用は、前条第1項各号に掲げる支援に要する費用であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物その他の物の撤去、運搬若しくは処理、悪臭の除去又は害虫の駆除その他の業務（以下「撤去業務等」という。）を事業者へ委託した場合の当該委託料
- (2) 撤去業務等に要する備品、薬品、消耗品その他の物品の購入又は借入れに要する費用
- (3) 廃棄物処理手数料

2 前項に定めるもののほか、堆積者が市民活動団体等と協働して撤去業務等を行う場合は、次の各号に掲げる費用を支援の対象費用として交付することができる。

- (1) 撤去業務等の作業を行った従事者の作業実費  
なお、作業実費交付額は、撤去業務等を行った作業従事者1人につき2,000円を限度とする。
- (2) 撤去業務等を行った作業従事者に対するボランティア活動保険（ボランティア活動を対象とした保険であって、賠償責任補償及び傷害補償を目的としているものをいう。）の保険料

(支援の限度)

第6条 支援は、堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者の数及び資産の総額に応じ、次の表に基づいて算定した額を上限とする。ただし、支援は予算の範囲内で行い、1件につき、1,000,000円を超えないものとする。

堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者の数	資産の総額	算式
0名	504,000円未満	$C = A$
	504,000円以上1,504,000円以下	$C = A - (B - 504,000円)$
1名	780,000円未満	$C = A$
	780,000円以上1,780,000円以下	$C = A - (B - 708,000円)$
2名以上	1,000,000円未満	$C = A$
	1,000,000円以上2,000,000円以下	$C = A - (B - 1,000,000円)$

備考

- A 第5条に掲げる対象費用の合計額
- B 資産の総額
- C 支援の限度額

(申請)

第7条 支援を受けようとする堆積者は、経済的支援申請・同意書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資産・収入に関する申告書(様式第2号)
- (2) 支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(撤去業務等の内容に関する同意)

第8条 前条の規定による申請があったときは、市長は、申請を行った者(以下「申請者」という。)に撤去業務等の実施の方法及び範囲その他撤去業務等の内容を確認させ、申請者の同意をえるものとする。

2 申請者は、前項の同意をしたときは、作業同意書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を審査し、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する学識経験者会議(以下「学識経験者会議」という。)委員の意見を聴いたうえで、支援の実施が適当であると認めたときは、支援を行うことを決定し、経済的支援(交付・不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査及び学識経験者会議委員の意見を聴いたうえで、支援をすることが不適當であると認めたときは、支援を行わないことを決定し、その理由を付して経済的支援(交付・不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の支援の実施決定にあたり、必要に応じて支援を行う際の条件を付すことができる。

(支援の変更等)

第10条 支援の実施決定を受けた者(以下「被支援者」という。)は、支援の内容等の変更にかかる承認を受けようとするときは経済的支援交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)を、支援の中止又は廃止にかかる承認を受けようとするときは経済的支援中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、学識経験者会議委員の意見を聴いた結果、承認することが適当であると認めたときは、その旨を経済的支援交付決定変更通知書(様式第8号)又は経済的支援中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、被支援者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、支援の決定内容の変更が次の各号に掲げる事項に係る軽微なものである場合は、前項の規定にかかわらず、市長は学識経験者会議委員の意見を聴くことなく支援の変更を決定することができる。

- (1) 支援の実施日程
- (2) 支援の内容（追加する場合に限る。）
- (3) 市民活動団体等のボランティアによる撤去業務等の内容
- (4) 支援の金額（2割以内の変更に限る。）

（実績報告書の提出）

第11条 被支援者は、支援の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該支援にかかる撤去業務等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 経済的支援にかかる実績報告書（様式第10号）
- (2) 経済的支援にかかる撤去業務等の実施状況がわかる書類
- (3) 経済的支援に係る収支決算書

（支援の金額の確定）

第12条 市長は、支援の金額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに被支援者に通知するものとする。

- (1) 経済的支援額確定通知書（様式第11号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（支援金の請求）

第13条 被支援者は、前条の規定により通知された支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けようとするときは、経済的支援金請求書（様式第12号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに支援金を被支援者等に支払うものとする。

3 被支援者と口座名義が異なる口座への振込となる場合、被支援者は第1項に規定する請求書に受領委任状（様式第13号）を添付しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長等は、被支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (5) 被支援者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、神戸市補助金等の交付に関する規則若しくは本要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、支援について支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を経済的支援交付決定取消通知書（様式第14号）により当該被支援者に通知するものとする。
  - 4 市長は、前項の規定により支援の実施決定を取消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて支援金を返還させるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則


この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年〇月●日から施行する。



## 経済的支援申請・同意書

年 月 日					
<p>神戸市長 宛</p> <p>申請者 住所： フリガナ 氏名： 連絡先：</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>					
<p>●私は所有・占有する建物等に対する、廃棄物その他の物の堆積による不良な状態の解消に係る経済的支援について、「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に係る経済的支援に関する要綱」の規定に従うことに同意の上、神戸市に申請します。</p> <p>●私は「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」による経済的支援として、廃棄物その他の物の撤去等の作業を行った際に、必要な物品の紛失や、建物・家財道具等の破損・汚損など、何らかの損害の発生することがあっても、損害賠償請求等を行いません。</p>					
対象所在地	神戸市 区				
申請者 と 同一 の 世帯 に 属 す る 者	フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	住民税課税の有 無
			男・女	年 月 日	有 ・ 無
			男・女	年 月 日	有 ・ 無
			男・女	年 月 日	有 ・ 無
			男・女	年 月 日	有 ・ 無
			男・女	年 月 日	有 ・ 無
不良な 状態の 概要					



## 資産・収入に関する申告書

年 月 日			
神戸市長 宛			
申請者	住所：		
	フリガナ		
	氏名：		
	連絡先：		
印			
私の世帯の資産・収入状況について下記のとおり申告します。			
対象所在地	神戸市 区		
預貯金について	預貯金がある・預貯金がない・その他（ ）		
銀行名及び支店名	口座名義人	口座番号	申請日現在の残高
現金について	無し・有り（申請日現在の現金合計 円）		
世帯の収入状況	世帯員氏名	収入種目（給与・年金等）	毎月の収入額
特記事項			

## 支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書

神戸市長 宛

私は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例における経済的支援の決定又は実施のために必要があるときは、資産、収入、親族関係、居住関係、保健福祉に関する制度の利用状況並びに当該建物等の所有関係につき、神戸市が保有する情報を調査し、又は官公署に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること、及び銀行、信託会社、その他の関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_



# 作業同意書

神戸市長 宛

私は、不良な状態の解消を行う作業内容について、確認いたしました。

確認を行った作業内容については、

廃棄物その他の物の処分

悪臭の除去

害虫の駆除

その他（ ）

を行うことに同意し、当該作業の際に、必要な物品の紛失や、建物・家財道具等の破損・汚損など、何らかの損害の発生することがあっても、損害賠償請求等はありません。

年 月 日

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

印

# 作業同意書

(撤去業務等を協働して行う市民活動団体等) 宛

私は、不良な状態の解消を行う作業内容について、確認いたしました。

確認を行った作業内容については、

- 廃棄物その他の物の処分
- 悪臭の除去
- 害虫の駆除
- その他 ( )

を行うことに同意し、当該作業の際に、必要な物品の紛失や、建物・家財道具等の破損・汚損など、何らかの損害の発生することがあっても、損害賠償請求等はありません。

年 月 日

住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

印

様式第5号（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（被支援者名） 様

神戸市長 印

## 経済的支援（交付・不交付）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった経済的支援について、下記のとおり交付・不交付決定されましたので、通知します。

### 記

1. 支援内容（実施決定の場合のみ）：

支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う
支援の金額	円
支援の条件	

2. 却下理由（却下の場合のみ）：

## 経済的支援交付決定内容変更承認申請書

第 号

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった経済的支援について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

### 記

支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )	
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う	
変更の理由		
支援の期間	着手(予定)年月日	( 年 月 日 ) 年 月 日
	完了(予定)年月日	( 年 月 日 ) 年 月 日
支援の金額	( 円 ) 円	
算出の基礎		
添付書類		

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。



別記

## 収支予算書

### 1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

### 2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に ( ) 書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第7号（第10条関係）

## 経済的支援中止（廃止）承認申請書

第 号  
平成 年 月 日

神戸市長 宛

住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった経済的支援について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

## 経済的支援交付決定変更通知書

第 号  
平成 年 月 日

（被支援者名） 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で変更申請のあった経済的支援について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

支援の内容及び 撤去業務等の実施方法	上記経済的支援交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
支援の金額	当初決定額	円
	変更決定額	円
	差引決定額	円
支援の条件		

様式第9号（第10条関係）

## 経済的支援中止（廃止）承認通知書

第 号  
平成 年 月 日

（被支援者名） 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった経済的支援について、  
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

交付決定日・番号	平成 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

## 経済的支援にかかる実績報告書

第 号

平成 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった経済的支援について、その実績を報告します。

記

支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )	
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う	
支援の期間	着手年月日	( 年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	( 年 月 日) 年 月 日
支援の額	( )円 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類 ・経済的支援に係る収支決算書又はこれに代わる書類	

(注) 実施決定内容を上段に ( ) 書き，実績を下段に記入する。

別記

## 収支決算書

### 1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

### 2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	( ) 円	
	( )	
	( )	
	( )	
計	( )	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に ( ) 書き、変更後の金額は下段に記入する。

## 経済的支援額確定通知書

第 号  
平成 年 月 日

（被支援者名） 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、支援金の額等を確定したので通知します。

記

支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う
支援金の確定額	円
特記事項	

## 経済的支援金請求書

請求金額	金 円
建物等の所在地	
支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う

上記のとおり、支援金を支給されたく請求します。

平成 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

氏 名

印

(添付書類)

### ・振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ( )
口座番号	
口座名義	

(注) 口座名義は、被支援者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、支援金等受領委任状（様式第14号）を提出すること。



## 受領委任状

平成 年 月 日

神戸市長宛

（委任者）住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2及び3の支援金に係る下記4の金額の受領を委任します。

### 記

#### 1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

#### 2. 建物等の所在地

#### 3. 支援の内容及び撤去業務等の実施方法

（支援の内容）

廃棄物その他の物の処分 悪臭の除去 害虫の駆除

その他市長が必要と認めるもの（ ）

（撤去業務等の実施方法）

事業者に委託して行う

市民活動団体等のボランティアと協働して行う

#### 4. 受領委任額

金 \_\_\_\_\_ 円

#### 5. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

様式第14号（第14条関係）

## 経済的支援交付決定取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

（被支援者名） 様

神戸市長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した下記経済的支援については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

支援の内容	<input type="checkbox"/> 廃棄物その他の物の処分 <input type="checkbox"/> 悪臭の除去 <input type="checkbox"/> 害虫の駆除 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )
撤去業務等の実施方法	<input type="checkbox"/> 事業者に委託して行う <input type="checkbox"/> 市民活動団体等のボランティアと協働して行う
支援金の額	金 円
取消しの理由	